

# 八王子市子ども・子育て支援審議会

## 第2回 給付部会

### 配付資料

(平成 25 年 10 月 30 日)

○国・市保育料基準額比較	1
○幼稚園からみた新制度	2
○新制度における幼稚園の選択肢	4
○新制度実施及び中核市移行に伴う新規条例制定一覧	5
○最低基準比較	6
○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準条例	7
○都内区市町村の新制度実施状況	15

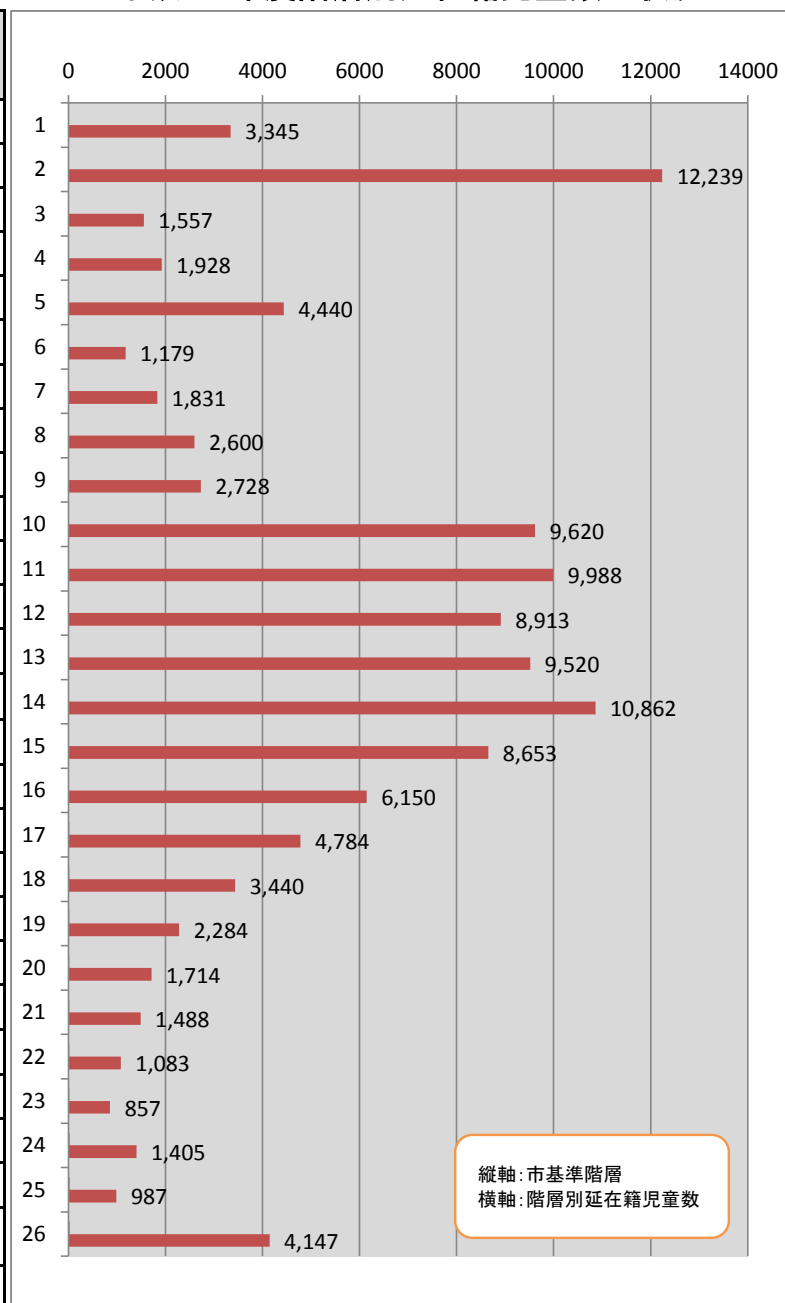
#### 別冊

- 小規模保育事業について（国の会議資料）
- 地域型保育事業について（国の会議資料）

### 国・市保育料基準額比較

国基準額				市基準額			延在籍児童数	
階層区分	定義	3歳未満	3歳以上	区分	3歳未満	3歳以上		
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	3,345人
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円	2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	12,239人
第3階層	市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円	3	均等割のみ	6,400円	5,900円	1,557人
				4	市民税所得割11,000円未満	6,700円	6,300円	1,928人
				5	市民税所得割11,000円以上	7,100円	6,700円	4,440人
第4階層	40,000円未満	30,000円	27,000円	6	100～3,000円未満	8,700円	8,200円	1,179人
				7	3,000～7,000円未満	9,700円	9,600円	1,831人
				8	7,000～13,000円未満	10,700円	10,400円	2,600人
				9	13,000～19,000円未満	11,700円	11,500円	2,728人
				10	19,000～38,000円未満	14,100円	12,600円	9,620人
				11	38,000～57,000円未満	17,400円	14,100円	9,988人
第5階層	40,000円～103,000円未満	44,500円	41,500円	12	57,000～75,000円未満	20,700円	15,700円	8,913人
				13	75,000～94,000円未満	23,300円	17,100円	9,520人
				14	94,000～129,000円未満	25,500円	18,800円	10,862人
第6階層	103,000円～413,000円未満	61,000円	58,000円	15	129,000～166,000円未満	27,500円	20,400円	8,653人
				16	166,000～203,000円未満	29,400円	23,100円	6,150人
				17	203,000～241,000円未満	32,000円	25,400円	4,784人
				18	241,000～279,000円未満	34,600円	26,700円	3,440人
				19	279,000～316,000円未満	36,500円	27,500円	2,284人
				20	316,000～353,000円未満	39,200円	27,600円	1,714人
				21	353,000～391,000円未満	41,700円	27,700円	1,488人
第7階層	413,000円～734,000円未満	80,000円	77,000円	22	391,000～429,000円未満	43,900円	27,800円	1,083人
				23	429,000～466,000円未満	46,200円	27,900円	857人
				24	466,000～528,000円未満	48,300円	28,000円	1,405人
				25	528,000～591,000円未満	50,400円	28,100円	987人
第8階層	734,000円以上	104,000円	101,000円	26	591,000円以上	52,500円	28,200円	4,147人
							延在籍児童数	117,742人

### 平成24年度階層別延在籍児童数の状況



## 幼稚園からみた新制度

### 応諾義務を受けない申し出⇒私学助成を継続

#### ○応諾義務

利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

#### ○正当な理由

- ①定員に空きがない場合
- ②定員を上回る利用の申し込みがあった場合（選考が必要）
- ③その他特別な事情がある場合など

#### ○特別な事情

特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理をしていく必要がある。

#### ○選考

国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法について、あらかじめ明示しておくことを求める。

特別な支援が必要な子どもを受け入れる体制が整っている場合には、确实・優先的な選考が必要ではないか。

### 上乗せ徴収の取扱い

#### ○論点

実費徴収に限度を設けるかどうか。

実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示することを求める。

#### ○意見

実費徴収、上乗せ徴収について、私立学校の独自性を尊重する観点から柔軟なものにしていただきたい。

#### ○参考

特別な教材費、制服代などについて、実費徴収を認める。

低所得者については、実費徴収以外の上乗せ徴収を免除すること。

国が定める基準に基づく学校教育・保育以外の活動（教育課程終了後に行う体操教室など）については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。

新制度における幼稚園の選択肢

		3歳以上		3歳未満
		1号認定	2号認定	3号認定
施設型給付	幼稚園	○		
	幼稚園型認定こども園 (学校+保育所機能)	○	○	
		○	○	○
	幼保連携型認定こども園 (学校+児童福祉施設)		○	
			○	○
		○	○	
		○	○	○
私学助成	幼稚園(現行通り)			

- 19条1項1号に該当する場合: 教育標準時間認定
- 19条1項2号に該当する場合: 満3歳以上・保育認定
- 19条1項3号に該当する場合: 満3歳未満・保育認定

【定員の例】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1号認定				60	60	60
1号認定				30	30	30
2号認定				30	30	30
1号認定				20	20	20
2・3号認定	10	40	40	40	40	40
2号認定				60	60	60
2・3号認定	10	40	40	60	60	60
1号認定				30	30	30
2号認定				30	30	30
1号認定				20	20	20
2・3号認定	10	40	40	40	40	40
—				60	60	60

市が利用調整

1号認定 幼稚園型一時預かり事業(預かり保育)利用可能

## 新制度実施及び中核市移行に伴う新規条例制定一覧

	条例名称	法令根拠	備考
1	幼保連携型認定こども園に関する審議会の設置条例	認定こども園法第25条	新制度・中核市
2	児童福祉審議会設置条例	児福法第8条第1項	中核市
3	特定教育・保育施設の運営に関する基準条例(給付)	支援法第34条第2項	新制度
4	家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(認可基準)	児福法第34条の16第1項	新制度
5	特定地域型保育事業の運営に関する基準条例(給付)	支援法第46条第2項	新制度
6	幼保連携型認定こども園の認可基準に関する条例	認定こども園法第13条	新制度・中核市
7	放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	児福法第34条の8の2	新制度
8	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(認可基準)	児福法第45条第1項	新制度・中核市
9	母子福祉資金貸付条例	母子寡婦法第13条・第14条	中核市
10	過料に関する条例	支援法第87条	新制度

最低基準比較

保育室等の面積

		国	都	八王子市	
2歳児未満	乳児室	1.65㎡以上	3.3㎡以上	0歳児	5.0㎡以上(6人以上の定員内) 零歳児保育特別対策事業により誘導 調理員・看護師・嘱託医の人員費分を加算 子育て推進交付金(約1/2)
	ほふく室	3.3㎡以上		1歳児	3.3㎡以上
2歳児以上	保育室又は遊戯室	1.98㎡以上	1.98㎡以上	1.98㎡以上	
	屋外遊戯場	3.3㎡以上	3.3㎡以上	3.3㎡以上	

保育士の配置

	国	都	八王子市
0歳児	3:1	3:1	3:1
1歳児	6:1	6:1	5:1 一般保育所対策事業により誘導 運営費に加算 子育て推進交付金(約1/2)
2歳児	6:1	6:1	6:1
3歳児	20:1	20:1	20:1
4歳児	30:1	30:1	27:1 4歳以上児保育士加算によりに誘導 市単独補助(平均@1,680)
5歳児	30:1	30:1	

# 子ども・子育て支援新制度 実施状況について

(平成25年10月1日時点)

## ① ニーズ調査について

(実施状況)

実施済	9
今後実施	49
その他	4

(調査対象)

0～2歳のみ実施	1
0～5歳のみ実施	4
0～5歳以外に小学生等も対象	53
未回答	4
子供本人への調査を実施	21

## ② ニーズ調査後のスケジュール

	ニーズ調査の単純集計完了時期	→	「量の見込み」算出時期	→	「量の見込み」の子ども・子育て会議等への報告予定時期
10月	3		1		0
11月	7		1		2
12月	28		4		1
26年1月	11		6		6
26年2月	3		17		9
26年3月	6		19		26
26年4月			2		3
26年5月			2		3
26年6月			4		6
未定			2		2
未回答	4		4		4

## ③ 計画策定にあたっての検討事項について

※いずれも検討中の案含む。複数回答あり。

(区域設定の考え方)

行政区又は行政区等を基本	17
中学校区又は小学校区	8
全体で一区域	12
その他	3
検討中・未定	22
未回答	4

(就学前児童人口の推計方法)

自治体の人口推計を使用	30
住民基本台帳等により独自に推計	10
検討中・未定	19
未回答	4

## ④ 子ども・子育て会議等の開催状況

実施済		40	
	1回開催	(25)	中央区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、葛飾区、江戸川区、昭島市、小金井市、小平市、国立市、福生市、武蔵村山市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、日の出町、奥多摩町
	2回開催	(13)	台東区、目黒区、大田区、八王子市、立川市、武蔵野市、青梅市、府中市、東村山市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、
	3回開催	(2)	北区、調布市
今後開催		14	千代田区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、足立区、三鷹市、町田市、日野市、国分寺市、多摩市、瑞穂町、神津島村、小笠原村
未定		8	檜原村、大島町、利島村、新島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村